公益財団法人岡崎市学校給食協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡崎市学校給食協会と称する。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県岡崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、成長期にある児童生徒にとって、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育を推進し、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎を築くため、岡崎市内の小学校、中学校、こども園等における給食事業等を実施することにより、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活を実現することに寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。
 - (1) 食育に関する普及啓発と給食を機会とした食育推進事業
 - (2) その他この法人の目的を達するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岡崎市内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 この法人が公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産については、寄付をした者がその使途を定めた場合を除き、第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会

及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、財産のうち現金は、確 実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に 換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに愛知県知事に提出するとと もに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する ものとする。

(事業報告及び決算)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 (以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経 て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第 3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 この法人は、定時評議員会終了後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。 (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)
- 第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、理事会及び評議員会 の決議を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第14条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金を分配することはできない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二までに該当する評議員の合計数 が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定

めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者 ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除 く。)である者

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総 務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別 の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。 (評議員の任期)
- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了するまでとする。 (欠員)
- 第 18 条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、 新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等)
- 第19条 評議員に対して、日ごとに一人日額10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

(評議員会)

- 第20条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会はすべての評議員をもって構成する。 (権限)
- 第21条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (招集)
- 第22条 定時評議員会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時招集する。
- 2 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招 集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があった場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 5 第3項の請求をした評議員は次の場合には、裁判所の許可を得て評議員会を招集する ことができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合

(招集通知)

第23条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。 (決議)
- 第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議 員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 法人法第198条で準用する法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 解散及び継続
 - (6) 合併契約の承認
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員の全員が 提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その 議決を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 評議員会の議事については、法人法第193条の規定に基づき議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員1名のあわせて2名が、これに記 名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

- 第28条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて副理事長又は常務理事を2名置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人 法第197条で準用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第29条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会により選任する。 (役員の資格)
- 第30条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 2 法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係 にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同 様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者とその他これに準ずる相互に密接な関係に ある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同 様とする。

(役員の解任)

第31条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員 を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。 (役員の任期)
- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。 (退任者の権利義務)
- 第33条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事 又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監 事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

- 第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受け、この法人の日常の業務を掌理する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第35条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第36条 役員には、評議員会が別に定める基準に基づき報酬及びその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第37条 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定により、 任務を怠ったことにより理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 2 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第115条第1項の規定により、非 業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第198条で準用 する法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第38条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
- 3 理事会は毎事業年度2回以上開催する。 (権限)
- 第39条 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解任
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 多額な借財
 - (5) 重要な使用人の選任及び解任
 - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
 - (7) 公益財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (8) 法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定に規定する損害賠償責任の一部免除
 - (9) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (10) その他この法人の業務執行に関する事項(評議員会の決議を要する事項を除く。) (招集)
- 第40条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集しようとするときは、理事長は、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。ただし、その議決に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わること

ができない。

(決議の省略)

第43条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときには、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときにはこの限りではない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法人法第197条において準用する法人法第95条の 規定に基づき、議事録を作成しなければならない。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款を変更するときは、第25条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条の変更についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定は変更することができない。 (合併)
- 第46条 この法人が合併するときは、第25条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第47条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、第25条第2項に規定する 評議員会の決議をしなければならない。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する財産は、評議員会の決議を経て岡崎市 に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、岡崎市に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局その他

(事務局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びこれに相当する職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員の任免は理事長が行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (委任)
- 第53条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の 決議を経て、理事長が定める。

第10章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

- 第 54 条 この法人は、次に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 第26条に規定する評議員会の決議の省略した場合の同意書
 - (3) 評議員会の議事録
 - (4) 第43条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
 - (5) 理事会の議事録
 - (6) 会計帳簿
 - (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (8) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - (9) 財産目録
 - (10) 評議員及び役員名簿
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- (12) 許認可等及び登記に関する書類
- 2 前項第1号、第3号及び第7号から第12号までに掲げる書類については、その写し を従たる事務所に備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開 規程に定めるものとする。

(公告)

- 第55条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方 法による。

附則

- 1 この定款は、登記による法人の設立のあった日から施行する。
- 2 設立者の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。 愛知県岡崎市岡町字南屋敷 2 3番地 岡崎市学校給食協会 理事長 杉山 延治
- 3 設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。 金銭 金 10,000,000円
- 4 この定款の施行の際において、設立当初の評議員は、第16条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとする。また、設立当初の理事及び代表理事並びに監事は、第30条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとする。

別表(第5条関係)

財産種別 金額

普通預金 10,000,000円

以上 一般財団法人岡崎市学校給食協会設立のため、設立者 岡崎市学校給食協会 理 事長杉山延治の定款作成代理人である司法書士小林和好は、電磁的記録である本定款を 作成し、電子署名する。

平成25年3月12日 設立者 岡崎市学校給食協会 理事長 杉山 延治 上記設立者の定款作成代理人 司法書士 小林和好

附則

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。